

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、香川町南部土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成20年1月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	毛利 長則	高松市香川町川東下136番地2	平成19年11月6日